

改正告示施行の前後における性能評価と工事着工に係る規定の適用関係

1. 適用

- ・平成19年6月20日以降に建築の工事を開始する住宅について、新基準適用による性能評価を実施する。
- ・平成19年6月19日以前に建築の工事を開始する住宅については、旧基準適用による性能評価を実施する。

2. 建築基準法における手続き及び工事着工に係る整理

<建築基準法> □確認申請 ○計画変更の確認申請 △着工
■確認済証 ●計画変更の確認済証 ▲竣工

<住宅性能評価法> ☆設計性能評価申請 ▽変更設計性能評価申請 ◇建設性能評価申請
★設計性能評価書交付 ▼変更設計性能評価書交付 ◆建設性能評価書交付

(1) 告示施行日前に工事着工した場合

6/20

①	□—■ △	— ▲	建築確認	設計性能評価	建設性能評価
	☆—★ ◇—△	— ▲—◆			
①'	□—■ △	○—● ▲	旧基準	旧基準	旧基準
	☆—★ ◇—△	▽—▼ ▲—◆			

①：告示施行日前の着工のため、設計性能評価・建設性能評価とも旧基準適用となる。

①'：改正建築基準法施行後の計画変更であるが、告示施行日前の着工のため、設計性能評価・建設性能評価とも旧基準適用となる。

※設計性能評価書交付が施行日後に交付となった場合も同様。

(2) 告示施行日前に設計性能評価書を交付、告示施行日後に工事着工した場合

6/20

②	□—■	△—▲	建築確認	設計性能評価	建設性能評価
	☆—★ ◇	△—▽—▼—▲—◆	旧基準	旧基準	旧基準
②'	□—■	△—○—●—▲	↓	↓	↓
	☆—★ ◇	△—▽—▼—▲—◆	新基準	新基準	新基準

②：告示施行日前での設計性能評価は旧基準での交付となる。しかし施行日後の着工のため、建設性能評価は新基準適用となる。建設性能評価申請では原則として同じ基準による設計性能評価書が必要であることから、続けて建設性能評価を実施する場合は新基準適用へ変更するための「変更設計性能評価」が新たに必要となる。

②'：告示施行日前での設計性能評価は旧基準での交付となる。施行日後の着工のため、

計画変更に伴う変更設計性能評価、建設性能評価は②と同様に新基準適用となる。

(3) 告示施行後に設計性能評価書を交付、工事着工した場合

6/20

③	□ — ■ △ — ▲	建築確認	設計性能 評価	建設性能 評価
	☆ — ★ ◇ — △ — ▲ — ◆			
③'	□ — ■ △ — ▲	<u>新基準</u>	<u>新基準</u>	<u>新基準</u>
	☆ — ★ ◇ — △ — ▲ — ◆			

③：告示施行日後の着工のため、設計性能評価・建設性能評価とも新基準適用となる。

③'：告示施行日後の着工のため、設計性能評価・建設性能評価とも新基準適用となる。

<参考>

附則（案）

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。ただし、この告示の施行前に建築の工事を開始する住宅に係る住宅性能評価については、なお従前の例による。